

ゲノム編集技術を用いたヒト受精胚等の規制の在り方について

厚生労働省 大臣官房厚生科学課

厚生労働省 健康局・生活衛生局難病対策課

<これまでの経緯>

- 近年のゲノム編集技術の急速な発展を受け、「生命倫理専門調査会」においてゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚等に関する議論が行われ、ゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚等を人又は動物の胎内に移植することに対して、「法的規制のあり方も含めた適切な制度的枠組みの検討」を関係省庁に求める報告が取りまとめられた。
- 令和元年8月に厚生労働省厚生科学審議会科学技術部会ゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚等の臨床利用のあり方に関する専門委員会を設置し、**ゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚等の臨床利用に対する規制のあり方**については、令和2年1月に以下のような「議論の整理」が取りまとめられた（令和4年3月においても「議論の整理」に修正のないことが確認された。）。
 - ① ゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚等の臨床利用について、法律による規制が必要である。
 - ② ゲノム編集技術に加え、従来からの遺伝子組換え技術、エピジェネティック修飾による遺伝子改変等、遺伝子発現を意図して操作する技術も規制の対象とする。
 - ③ 将来的に臨床利用が容認される可能性について、継続的に検討が必要。
- また、現行、**基礎的な研究におけるゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚等の利用に関しては、指針において対応を行っているところ、上記の臨床利用の規制のあり方と全体として整合的なものとなる必要がある**ことから、令和6年9月から11月にかけて「こども家庭庁こども家庭審議会科学技術部会ヒト受精胚を用いる生殖補助医療研究等に関する専門委員会」「文部科学省科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会ヒト受精胚等を用いる研究に関する専門委員会」「厚生労働省厚生科学審議会科学技術部会ヒト受精胚を用いる遺伝性・先天性疾患研究に関する専門委員会」「厚生労働省厚生科学審議会科学技術部会ゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚等の臨床利用のあり方に関する専門委員会」が開催され、**基礎的な研究への利用を含めた臨床利用に対する規制のあり方**について議論された。
 - ① ゲノム編集技術等が用いられたヒト胚・ヒト生殖細胞については、**人・動物の胎内への移植を禁止し、罰則を設けること。**
 - ② ゲノム編集技術等が用いられたヒト胚等に関して、クローン法を参考に、**適正な取扱いのための取扱い計画書の届け出制度等を設けること。**

<第141回 科学技術部会開催の趣旨>

- これまでの経緯を踏まえ、ゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚等の臨床利用に対して、基礎的な研究への利用も含めた整合的な法規制に向けて議論を行ったことを報告したい。